

個人情報を記載した書類の誤交付について

このたび、当センターにおいて、個人情報が記載された予約票を誤って渡したことにより事案が発生しました。

このような事態を招きましたことをお詫び申し上げますとともに、再発防止に取り組んでまいります。

1 書類に記載されていた個人情報

患者Bさんの氏名・カルテ番号

2 経緯

令和6年7月17日（水）

- ・患者Aがセンターを受診。主治医Cが休診であったため、医師Dが診察を行った。
- ・受診後、医師Dが次回診察日（8/14）の予約を入力する際、誤って患者B（医師Dが担当する患者）の電子カルテを開き、そのまま患者Bの氏名で外来予約を入力し、印刷した予約票を患者Aに手渡した。

令和6年7月19日（金）

- ・患者Aの家族からサポートセンター（患者からの診察の予約や診察日時の変更を受け付ける窓口・直営）に電話があり、『前回受診時に次回予約を取ってもらったが、名前が違うから再度予約を取ってほしい』と訴えがあった。
- ・サポートセンターの担当者は、上記訴えがあった際に個人情報漏洩とは認識せず、患者Aの名前で予約を取り直した。

令和6年8月14日（水）

- ・主治医Cの受診の際に患者Aから『前回受診時に次回予約を取ってもらったが、予約票が患者Bの氏名だったため、サポートセンターで予約取り直した』との訴えがあった。
- ・主治医Cから謝罪を行い、患者Aは承諾した。
- ・患者Bの予約票については、患者Aの自宅にあるとのことで、主治医Cから再度受診後の患者Aに電話し、確認したところ、『破棄した』とのこと。
- ・医師Dは入院中の患者Bの病棟へ訪問、経緯を説明した上で謝罪した。

3 誤って手渡した原因

- ・異なる患者の電子カルテ画面を開き予約票を作成したため。
- ・予約票を渡す際に、氏名を確認せず患者に渡したため。

4 再発防止策

個人情報の取り扱いに関する注意事項等を職員及び委託業者に通知し、本人確認を徹底する。